

## NBDC ヒトデータ審査委員会における委員長代理選定方法について

国立研究開発法人科学技術振興機構  
バイオサイエンスデータベースセンター

平成 27 年度の NBDC ヒトデータ審査委員会委員の変更に伴い、委員体制について再検討が必要となった。

## 1. 委員長代理に関する規則

ライフサイエンスデータベース統合推進事業の実施に関する規則

第 5 章 バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会

第 43 条 委員長は審査委員会を主宰し、審査委員会を招集する。ただし、委員長が認める場合に限り、審査委員会を書面又は電子メール等により開催することができる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 審査における利害関係者の排除並びに審査委員会の定足数及び審査承認の要件については、別に定めるところによる。

「NBDC ヒトデータ審査委員会」における審査の運用方法に関する内規

(4) 審査委員会成立要件と審査承認要件

(a) 利害関係者

審査における利害関係者は、申請された研究に関して、申請者と緊密な関係をもって研究を行う者（申請された研究に参加している者、申請された研究について申請者と共同研究を実施している者等をいう。）又は J S T が利害関係者と判断した者とし、委員（委員長を含む。）が当該審査における利害関係者の可能性がある場合、事務局へ申し出てもらうこととする。事務局は委員（委員長を含む。）が利害関係者に該当するかどうかを確認する。委員（委員長を含む。）が利害関係者に該当する場合は、当該審査に加わらないものとし、委員会成立要件の母数及び承認又は否認を判定する母数には含めないものとする。

なお、委員長が利害関係者に該当する場合は、委員の中から委員長代理を指名するものとする。

## 2. 背景

平成 25 年 10 月の NBDC ヒトデータベース運用開始時より、委員長代理として玉起委員を指名していた。しかし、一身上の都合により、平成 27 年度は委員をお引き受けいただけないことになった。

### 3. 委員長代理の職務

(1) NBDC ヒトデータ提供申請や利用申請等に対する審査において、委員長が利害関係者に該当する場合、審査に参加できない委員長の代理として申請内容を確認し、審査委員会の主宰および審査委員会を招集する（メール審査とするか集合審査とするかの判断をする）。

(2) 集合審査および年 1-2 回の集合委員会開催時に、委員長が事故等により委員会に参加できない場合は、委員会の開催（議事進行および委員会のまとめ等）職務を代行する。

### 4. 委員長代理の選出方法（案）

#### (1) 審査委員会の主宰および審査委員会の招集

- ・武藤委員長が関与されている P-DIRECT (次世代がん研究シーズ戦略的育成プログラム) や Bio Bank Japan からのデータ提供申請が増えているため、委員長代理に指名された委員が判断する機会が昨年度よりも増える可能性が高いため、一人への負担を軽減させる必要がある。
- ・委員長代理を一人に決めてしまうと、委員長代理が NBDC ヒトデータ審査委員会の委員を辞退された折に経験者がいなくなってしまう。
- ・各種申請の審査に際し、利害関係の無い委員を選定する必要がある。
- ・全くの任意で指名するには委員長の負担が増える。

以上のことから、

⇒委員長代理は輪番制とし、利害関係の無い委員にお願いすることとする。

⇒指名の順番は基本的に名簿順（参考資料 6：平成 27 年度 NBDC ヒトデータ審査委員会委員名簿参照）とし、利害関係のある委員が指名された場合は次の委員を指名することとする。

⇒ただし、今年度から委員をお引き受けいただいた岡田委員は 2 巡目からお願いすることとする。

⇒委員長と利害関係がわかっている P-DIRECT や BBJ からのデータ提供申請、および、データ利用申請については、申請があった旨を委員長に伝えると同時に、次の輪番者に代理業務を依頼することとする。

#### (2) 集合審査および年 1-2 回の集合委員会開催時の職務代行

武藤委員長よりご指名いただく。

以上